

2 調教教指発第 2820001 号
令和 3 年 1 月 7 日

調布市立小・中学校長 様

調布市教育委員会教育長
大和田 正治
(公印省略)

緊急事態宣言期間中における

調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、「調布市立学校における感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

令和 3 年 1 月 4 日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20 時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

調布市立学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底してください。児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。これから受験シーズンになりますので、受験生がもてる力を十分発揮できるよう、万全の感染防止対策をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドラインに従い、学校は学校医や学校薬剤師、保健所等、及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただけますよう、お願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット
- 毎朝検温、健康観察 (体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)
- 登校時の健康チェック (登校前に検温、発熱等の症状が見られる場合は別室対応)
- 教室等における密集の回避 (可能な限り児童・生徒同士の間隔を 1 m 以上確保)

○30分に1回以上換気し、換気時の防寒具の着用を認める。

(2) 学習活動について

感染症対策を講じても飛沫感染の可能性の高い学習活動は次の点に留意する。

(留意事項)

- ・合唱を行う場合は、マスクを着用するとともに、児童・生徒同士の間隔を十分に確保する。また、換気の徹底を行う。
- ・体育における身体接触を伴う活動については行わず、別の種目を行う。
- ・対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察については、換気及びマスクの着用を徹底するとともに、大声で話をしない。
- ・グループや少人数での話し合い活動については、児童・生徒間の距離を確保するとともに、対面に向かい合わないよう座席の配置等を工夫する。

(3) 部活動について

○感染症対策を十分に講じて実施してもよいが、活動の時間は短縮できるように努める。

○接触を伴う活動については行わず、別のトレーニングを工夫する。

○合唱、呼気を用いた楽器については、ガイドライン音楽科を参照する。

○マスクを外す場面では、大人数、大声、至近距離での発声や会話は控える。

○対外での練習試合等については中止する。

○部活動終了後は、校内に滞在せず、速やかに下校する。

(4) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話は控える。

○休憩時間は、大人数、大声での会話、至近距離での会話は控える。

(5) 学校行事について

○校外学習等、不特定多数の人と接触するような活動は、延期又は中止とする。

○地域学習など、徒歩での移動による学校周辺の公園等での学習は可とする。

(6) 放課後における感染症予防対策及び生活指導の徹底

○校内に滞在せず、放課後は速やかに下校させる。

○不要不急の外出は控え、特に20時以降の外出は自粛するよう、指導する。

(7) 授業参観や作品展示会などによる保護者の学校への出入りについて

○原則、保護者の学校への出入りを中止とする。ただし、タブレット端末の貸与、進路指導などで必要な場合は、感染症対策を講じて実施可能とする。

○保護者会は、オンラインによる実施を検討する。

2 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

○十分な換気

- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日から三連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

3 教職員等の健康管理等の徹底

(1) 教育活動を行う際の感染症予防策の徹底

- 3密の回避，正しい手洗い，咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
- 毎朝検温，健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 校内の衛生管理の徹底

- 教室等の換気の励行
- ドアノブ等共用部分の消毒（児童・生徒が清掃活動の一環として行うよう指導することも可能）
- 来校者の健康チェックや手指消毒液の設置等

(3) 昼食（給食も含む）や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際，マスクは喫食直前に外し，喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに，対面しての喫食は避け，会話は控える。
- 休憩時間は，大人数，大声での会話，至近距離での会話は控える。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日から三連休もステイホームする。
- 教職員本人・家族，同居者等含め体調不良等の症状が見られる場合は，管理職に報告し，無理せず休養する。

4 登校を自粛する児童・生徒への対応

- オンラインによる学習など，学習が保障できる準備をしておくこと。

(担当)

【校内の感染症対策・給食時の対応について】

学務課保健給食係 電話 042(481)7475・6

【教育活動について】

指導室 電話 042 (481) 7479

【教職員の服務について】

【教職員の自宅勤務・休暇について】

指導室教職員係 電話 042 (481) 7481